

環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

平成 28 年度以降の支援のあり方について

平成 28 年度以降の支援のあり方については、平成 27 年 9 月にとりまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」に示された考え方を基本として、産業界の理解と協力の下、以下のとおりとする。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成 28 年度以降の支援必要見込み額については、過去の特種要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、平成 27 年度から必要な協力を求めることとする。
4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後 5 年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力で推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5 年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。
このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後 5 年間についてのもとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。